

岩手県告示第538号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があった。

令和7年9月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定の辞退の効力発生の年月日
村井小児科クリニック	胆沢郡金ヶ崎町西根下谷地93番地1	令和7年7月30日